

京都府公安委員会告示第 163号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施する。
令和 6 年 9 月 20 日

京都府公安委員会
委員長 増田 壽幸

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
雑踏警備業務 2 級	学科試験	令和 6 年 12 月 20 日 (金)	午後 2 時から 午後 4 時まで	京都市上京区下長者町通 新町西入藪之内町 85 番地 3 京都府警察本部
	実技試験	令和 7 年 1 月 21 日 (火)		

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

3 受検定員

20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 京都府内に住所地を有する者

(2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和6年11月26日（火）から令和6年11月28日（木）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

ウ その他

（ア）受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

（イ）電話1本につき、1人の受付とする。

（ウ）受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和6年12月5日（木）、令和6年12月6日（金）及び令和6年12月9日（月）の3日間（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

（ア）検定申請書 1通

（イ）4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 4の（1）として申請する場合

住所地を疎明する書面 1通

b 4の（2）として申請する場合

京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通

（ウ）写真（検定申請書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

（エ）代理人が検定申請書を提出する場合には、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

（ア）4の（1）として申請する場合

その者の住所地を管轄する警察署の生活安全課

（イ）4の（2）として申請する場合

その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験

筆記具及び運動靴を持参すること。

なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料（13,000円）は、検定申請書の提出時に納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）